

## 特別保育事業予約システム選定委員会審査要領

### 1 審査の対象となる事業者

審査対象は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 特別保育事業予約システム構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で参加資格確認結果通知を受け、参加資格があることを確認された事業者（以下「参加者」という。）であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 指定した提案上限額の範囲内で行われた提案であること。

### 2 評価方法

- (1) 評価方法は、特別保育事業予約システム選定委員（以下「選定委員」という。）による書類審査、プレゼンテーション審査の評価点及び事務局による見積金額の評価点で構成される総合計得点で競うものとする。提出書類については次のとおりとする。

- |   |       |                                          |
|---|-------|------------------------------------------|
| ア | 参加表明書 | (様式第1号)                                  |
| イ | 会社概要書 | (様式第2号)                                  |
|   | 添付書類  | 法人登記簿謄本の写し、決算書の写し、納税証明書、会社案内のパンフレット等     |
| ウ | 業務実績書 | (様式第3号)                                  |
|   | 添付書類  | 実績を証明する書類（契約書・仕様書・要件定義書等）、ISMSの取得を証明する書類 |
| エ | 提案書   | (様式第7号)                                  |
|   | 添付書類  | システム提案書                                  |
| オ | 見積書   | (様式第8号・様式第9号)                            |
|   | 添付書類  | 見積内訳書                                    |
| カ | 機能一覧  | (様式第10号)                                 |

- (2) 総合計得点に対する得点の内訳割合は次のとおりとする。

- |   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| ア | プレゼンテーション審査の評価点合計の割合 | 50%   |
| イ | 書類審査の評価点合計の割合        | 37.5% |
| ウ | 見積金額評価点の割合           | 12.5% |

#### 【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{プレゼンテーション審査の評価点合計 (総合計2,800点)} \\ & + \text{書類審査の評価点 (総合計2,100点)} \\ & + \text{見積金額評価点 (総合計700点)} \\ & = \text{総合計得点 (総合計5,600点)} \end{aligned}$$

### 3 評価手順

- (1) 実施要領で求めるプロポーザル参加資格を有することの確認を行う。
- (2) 見積金額がシステムの構築に係る提案の上限額（以下「上限額」という。）以内であるかを確認し、見積金額が上限額を超えている場合は失格とする。
- (3) 提出書類の記載内容を確認する。

次の計算に基づき提案書の評価点を算出する。

**【書類審査の評価点の計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{実績評価点（事務局審査、420点）} \\ & + \text{各選定委員の評価点（持ち点240点）} \times 7 \text{名} \\ & = \text{選定委員の評価点合計（2,100点）} \end{aligned}$$

※提案書提出者が4者以上の場合は、提出された書類に基づき、書類審査の評価点及び見積金額評価点を合算した点数により、上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、それ以外の提出者のプレゼンテーションの実施は認めないものとする。なお、書類審査及び見積金額の評価が同点の場合については、書類審査の点数が高い提案書提出者を選出するものとする。

- (4) 「4書類審査の評価項目の設定」に基づき書類審査を行い、評価点を算出する。
- (5) 提出された書類に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを開催し、ヒアリングを行う。
- (6) 各選定委員はプレゼンテーション実施後、「5プレゼンテーション審査の評価項目の設定」に基づき、提案項目に対しての評価を行う。  
次の計算に基づき提案書の評価点を算出する。

**【プレゼンテーション審査の評価点の計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{各選定委員の評価点（持ち点400点）} \times 7 \text{名} \\ & = \text{選定委員の評価点合計（2,800点）} \end{aligned}$$

※委員が欠席した場合は、各審査項目について出席した委員の平均点を加算するものとする。（小数点以下がある場合は小数点以下を四捨五入し、算出）

- (7) 提出された見積書（様式第8号の金額と様式第9号の金額×60ヶ月分）の金額を「提案見積金額」とし、提案者の中でもっとも安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。

次の計算に基づき見積金額の評価点を算出する。

なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、有効桁数を小数点第二位までとし、小数点第三位を切り捨てる。

**【見積金額評価点の計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{提案者中最低見積金額} \div \text{提案見積金額} \times 700 \text{点} \\ & = \text{見積り金額の評価点} \end{aligned}$$

- (8) 書類審査の評価点及び見積金額評価点、プレゼンテーション審査の評価点を合算した総合計得点を算出する。
- (9) 委員会により提案書等について審査を行い、総合計得点の最も高い者を、本業務に係る優先交渉権者として選定する。  
なお、提案者が1者だった場合（複数者から提案があったが、失格等の理由により結果として審査対象が1者となった場合を含む）は、市が設定する基準点（書類審査項目とプレゼンテーション審査項目の合計点の6割、2,940点）を超えていれば、当該提案者を優先交渉事業者とする。
- (10) 最も高い総合計得点と同点の場合、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。
- (11) 優先交渉権者との交渉により導入が見送られた場合は次点者と交渉を行う。

#### 4 書類審査の評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。

（詳細は評価基準のとおりとする。評価基準の評価及び配点は非公開とする。）

- (1) 実績【事務局審査】
- (2) 導入支援
- (3) 機能要件

（機能一覧（様式第10号）の機能要件のうち、必須となっているものについて、対応不可な項目がある場合は、原則として失格とする。ただし、求める機能要件と同水準の代替機能があると認められる場合は除く。）

- (4) 運用保守

#### 5 プレゼンテーション審査の評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。

（詳細は評価基準のとおりとする。評価基準の評価及び配点は非公開とする。）

- (1) 導入効果
- (2) 操作性・視認性
- (3) 登録・予約管理
- (4) 帳票出力
- (5) EUC機能
- (6) Service Nowへの連携
- (7) 独自提案

## 6 書類審査及びプレゼンテーション審査の評価項目の評価点

評価項目に対する評価点は次のとおり設定する。

(1) 評点の計算については次の表のとおりとする。

<b>【計算式】</b>
--------------

各評価項目の配点×評価係数 = 評価点
---------------------

(2) 各評価係数については次の表のとおりとする。

	<b>【評価項目の目安】</b>	<b>【評価係数】</b>
A ランク	優れている等	= 1.0
B ランク	やや優れている等	= 0.7
C ランク	やや劣っている等	= 0.3
D ランク	劣っている、または、記述がない等	= 0.0

以上